

藤岡市農業委員会  
令和3年第10回  
定例会議事録

令和3年10月5日招集

## 令和3年藤岡市農業委員会第10回定例会議事録

令和3年10月5日、藤岡市農業委員長 秋山 幸夫は、令和3年藤岡市農業委員会第10回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

### [会議に付した議案]

- 議案第 56号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について  
議案第 57号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第 58号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第 59号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第 60号 農地法第5条の規定に係る公売農地買受適格証明願について  
議案第 61号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について  
議案第 62号 農用地利用配分計画（案）について  
報告第 19号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について  
報告第 20号 農地法関係出願等について  
報告第 21号 令和2年藤岡市農地賃借料情報について

### [出席農業委員]（13名）

- |      |        |      |       |      |       |      |       |
|------|--------|------|-------|------|-------|------|-------|
| 1 番  | 秋山 幸夫  | 2 番  | 宮澤 一夫 | 3 番  | 清水 文江 | 4 番  | 浦部 隆  |
| 5 番  | 浅見 健司  | 6 番  | 折茂 新一 | 8 番  | 関根 隆雄 | 9 番  | 折茂 高弘 |
| 10 番 | 金澤 貞夫  | 11 番 | 岩下 次夫 | 12 番 | 茂木 由子 | 13 番 | 山口 暁  |
| 14 番 | 福田 俊太郎 |      |       |      |       |      |       |

### [出席農地利用最適化推進委員]（1名）16番 山田 武房

### [事務局]

- |         |       |        |       |
|---------|-------|--------|-------|
| 事務局 長   | 塚本 良  | 事務局 次長 | 高田 克巳 |
| 次長補佐兼係長 | 岸 憲彦  | 主 任    | 牧 眸美  |
| 主 任     | 笠原 諒亮 |        |       |

（開会13時27分）

事務局次長 ただ今より令和3年第10回定例会を進行させていただきます。

本日も引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、日野地区の推進委員さん以外のご出席はご遠慮いただいております。また下審査につきましては、東庁舎2階会議室を用意しておりますので、1班の委員さんは移動をお願いします。それでは開会に当たりまして、秋山会長より挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

事務局次長        ありがとうございます。それでは、会長に議事進行をお願いいたします。

議長                それでは、ただ今より令和3年第10回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数13名中、出席委員13名でありますので、本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。6番 折茂（新一）委員、8番 関根委員の両名をお願いいたします。それでは、議事に入らせていただきます。議案第56号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長                議案第56号整理番号1番について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長                特に意見もないようですので、採決いたします。議案第56号整理番号1番について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長                挙手全員でございますので、議案第56号整理番号1番については申請のとおり決定します。続きまして、議案第57号農地法第3条の規定による許可申請について、議案第58号農地法第4条の規定による許可申請について、議案第59号農地法第5条の規定による許可申請について、以上3議案を一括上程いたします。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この3議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査は下欄に指定されておりますのでよろしくをお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(休憩13時33分)

(再開14時22分)

議長                休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第57号農地法第3条の規定による許可申請について、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長 報告いたします。議案第57号農地法第3条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号1番と2番の2件です。整理番号1番は、下日野のHさんが、農業経営の安定を図るため、上日野の農地1筆、1,993㎡を売買で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、また議案書18ページの調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。整理番号2番は、下日野のHさんが、農業経営の安定を図るため、上日野の農地1筆、1,054㎡を売買で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、また議案書18ページの調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第57号整理番号1番と2番について2班の班長さんより報告がありましたが、始めに整理番号1番について何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第57号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第57号整理番号1番は許可と決定します。次に整理番号2番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第57号整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第57号整理番号2番は許可と決定します。続きまして、議案第58号農地法第4条の規定による許可申請について、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長 報告いたします。議案第58号農地法第4条の規定による許可申請につい

て、2班で付託を受けたのは、整理番号1番の1件です。整理番号1番は、下日野のHさんが、上日野の農地を農家住宅用車庫・通路及び庭用地として転用するもので、面積は571㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第58号整理番号1番について2班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第58号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第58号整理番号1番は許可と決定します。続きまして、議案第59号農地法第5条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第59号農地法第5条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番から6番の6件です。整理番号1番は立石のTさんが、立石の農地を贈与で取得し、分家住宅用地として転用するもので、面積は45㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号2番は、市内の法人が、立石の農地を売買で取得し、露天資材置場用地として転用するもので、面積は1,510㎡、農地区分は第2種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し許可相当と意見決定しました。整理番号3番は、市外の法人が、牛田の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は2,655㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号4番は、市外の法人が、神田の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は1,272㎡、農地区分は第2種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し許可相当と意見決定しました。整理番号5番は、浄法寺のNさんが、浄法寺の農地を売買で取得し、露天駐車場用地として転用するもので、面積は25㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理

番号6番は、市内の法人が、浄法寺の農地を売買で取得し、建売住宅用地として転用するもので、面積は718㎡、農地区分は第1種農地として判断されますが、不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第59号整理番号1番から6番について1班の班長さんより報告がありましたが、初めに整理番号1番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第59号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第59号整理番号1番は許可と決定します。次に整理番号2番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第59号整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。議案第59号整理番号2番は許可と決定します。次に整理番号3番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第59号整理番号3番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第59号整理番号3番は許可と決定します。次に整理番号4番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第59号整理番号4番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第59号整理番号4番は許可と決定します。次に整理番号5番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第59号整理番号5番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第59号整理番号5番は許可と決定します。次に整理番号6番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第59号整理番号6番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第59号整理番号6番は許可と決定します。続きまして、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長 報告いたします。議案第59号農地法第5条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号7番から11番の5件です。整理番号7番は市外のTさんが、上大塚の農地を贈与で取得し、露天駐車場用地として転用するもので、面積は56㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号8番は、藤岡のTさんが、上大塚の農地を公売で取得し、一般住宅用地として転用するもので、面積は221

m<sup>2</sup>、農地区分は第2種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し許可相当と意見決定しました。整理番号9番は、市内の法人が、下日野の農地を売買で取得し、竹林用地として転用するもので、面積は1,921m<sup>2</sup>、農地区分は第2種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し許可相当と意見決定しました。整理番号10番は、市内の法人が、下日野の農地を使用貸借で借り受け、資材置場用地として転用するもので、面積は1,556m<sup>2</sup>、農地区分は第2種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し許可相当と意見決定しました。整理番号11番は、市内の法人が、下日野の農地を使用貸借で借り受け、資材置場用地として転用するもので、面積は842m<sup>2</sup>、農地区分は第2種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し許可相当と意見決定しました。以上、報告を終わります。

議長 議案第59号整理番号7番から11番について2班の班長さんより報告がありました。初めに整理番号7番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第59号整理番号7番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第59号整理番号7番は許可と決定します。次に整理番号8番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第59号整理番号8番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第59号整理番号8番は許可と決定します。次に整理番号9番について、何かご意見がありましたらお願いします。

U委員 竹林ということですが、地目は山林という事になるのですか。

事務局 最終的には山林用地になると思います。現在、竹の株が残っている状況ですので、これから丈が伸びて竹林用地になると思います。転用許可が出れば所有権は先に移転しますが、現況が変わらないと地目変更できませんので、ある程度伸びた段階で地目変更し、最終的には山林用地になると思います。

議長 よろしいですか。それでは、他に意見もないようですので、採決します。議案第59号整理番号9番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第59号整理番号9番は許可と決定します。次に整理番号10番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第59号整理番号10番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありましたので議案第59号整理番号10番は許可と決定します。次に整理番号11番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第59号整理番号11番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第59号整理番号11番は許可と決定します。続きまして、議案第60号農地法第5条の規定に係る公売農地買受適格証明願について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 ただ今、議案第60号について、事務局の説明が終わりましたが、何か

ご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第60号農地法第5条に係る公売農地買受適格証明願について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第60号農地法第5条の規定に係る公売農地買受適格証明願については、原案のとおり決定します。続きまして、議案第61号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 ただ今、議案第61号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第61号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第61号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画については原案のとおり決定します。続きまして、議案第62号農用地利用配分計画(案)について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 ただ今、議案第62号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に、意見もないようですので、議案第62号農用地利用配分計画（案）について、特に意見なしということによろしいですか。

（異議なし）

議長

異議なしと認め、議案第62号農用地利用配分計画（案）については、そのように決定します。続きまして、報告第19号・20号・21号を一括して上程します。事務局より説明願います。

（説明終了）

議長

ただ今、報告第19号・20号・21号について事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

（なし）

議長

特に意見もないようですので、以上をもちまして、令和3年第10回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

（審議終了 14時48分）